**特定非営利活動法人**

**キンダーフィルムフェスト・きょうと　定款**

**第１章　総則**

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　キンダーフィルムフェスト・きょうと　という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を京都府京都市中京区二条通寺町東入榎木町87番地に置く。

**第２章　目的及び事業**

（目的）

第３条　この法人は、「子ども」「芸術・文化」「国際交流・協力」に関わる個人や団体との交流・支援の事業と映画芸術の鑑賞及び制作活動、子育て支援活動及び子どもが自らの主体的に創る活動を行うことによって、子どもの異文化理解を深め、社会参画の機会の拡充を図るとともに、子どもたちの豊かな成長と生活文化環境の向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）文化、芸術とスポーツの振興を図る活動

（２）国際協力の活動

（３）子どもの健全育成を図る活動

（４）まちづくりの推進を図る活動

（５）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動にあたる次の事業を行う。

（１）　国際子ども映画祭の開催事業

（２）　国際交流・協力、異文化理解の事業

（３）　子どもの主体性に基づく活動推進事業

（４）　子どもの芸術の向上・普及のための事業

（５）　子育て支援に関する事業

（６）　子どもと文化、映画芸術に関する情報収集、調査研究と広報事業

（７）　子どもと文化、映画芸術に関する人材養成、非営利組織に関わる人の研修

（８）　各分野NPOなどとの連携、ネットワークづくり

（９）　その他目的を達成するための諸活動

**第３章　会員**

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）　正会員

この法人の目的に賛同して入会した、活動を推進する個人又は非営利団体

（２）　賛助会員

この法人の目的に賛同して入会した、活動を支援する個人又は団体

（入会）

第７条　正会員の入会について、特に条件等は付さない。

２　正会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事会が、前項のものの入会を認めないときは、理事長は速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

４　賛助会員は、入会申込書により理事長に申し込むものとする。

（会費）

第８条　正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を毎年度納入しなければならない。

２　入会年度における会費は当該年度の残余期間に関係無く一律とする。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）本人から退会届の提出があったとき

（２）本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき

（３）継続して２年以上会費を滞納したとき

（４）除名されたとき

（退会）

第10条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）法令、定款に違反したとき

（２）この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

**第4章　役員及び職員**

（役員の種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　３人以上15人以内

（２）監事　１人以上３人以内

２　理事のうち、1人を理事長、副理事長を３人以内とする。

（役員の選任）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（役員の職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は京都市長に報告すること。

（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。但し、第13条に定める定数を下まわらないうちは、この限りにあらず。

（欠員の補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、正会員総数３分の２以上の同意により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（役員の報酬）

第19条　役員は、原則として無償とする。但し、役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は理事会の決議により、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条　この法人に、職員を置くことができる。

２　職員は、理事長が任免して、理事会が承認する。

**第5章　総会**

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散

（３）合併

（４）事業計画及び活動予算の決定

（５）事業報告及び活動決算の承認

（６）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（７）会費の額

（８）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（９）その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条　通常総会は、毎年1回開催する．

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集権者及び招集通知）

第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印し、これを保存しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされる場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会の議決があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）総会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成を行った者の氏名

**第6章　理事会**

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）第15条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも10日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し．可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印し、これを保存しなければならない。

**第7章　資産及び会計**

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）会費

（３）寄付金品

（４）事業に伴う収益

（５）財産から生じる収益

（６）その他の収益

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第43条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第44条　予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の更正）

第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の更正をすることができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条　この法人の事業年度は、毎年11月１日に始まり翌年10月31日に終わる。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

**第8章　定款の変更、解散及び合併**

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（１）目的

（２）名称

（３）その行う特定非営利活動の種類及び当該当する特定非営利活動に係る事業の種類

（４）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

（５）社員の資格の得喪に関する事項

（６）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

（７）会議に関する事項

（８）その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

（９）解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

（10）定款の変更に関する事項

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産

（６）所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなら

ない。

４　解散のときに存する残余財産は、解散総会において決定した類似の目的をもつ特定非営利活動法人に寄付する。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

**第9章　公告の方法**

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

**第10章　雑則**

（細則）

第53条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

**附則**

１．この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２．この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　　水口　薫

副理事長　　　岡本隆子

副理事長　　　浪江宏子

理　事　　　稻田弘子

理　事　　　岩崎艶子

理　事　　　小田紀代子

理　事　　　加賀山和子

理　事　　　竹内　守

理　事　　　竹村恭子

理　事　　　南氏和美

理　事　　　畑　好子

理　事　　　松井眞咲子

監　事　　　西垣昭子

監　事　　　吉村久美子

監　事　　　田中倫子

３．この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年12月31日までとする。

４．この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする．

５．この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年10月31日までとする。

６．この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

（１）正会員　　　　　年額　3,000円

（２）賛助会員　　一口年額　3,000円

附則　 この定款は、定款変更認証の日から施行する。